

金属アーク溶接等作業主任者とは

(労働安全衛生法 第14条、同法施行令第6条第18号)

令和6年1月1日から、「金属アーク溶接等作業」(金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業)に対しては、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮などの作業主任者の職務を行わせることができるようになりました。

なお、金属アーク溶接等作業に対し、引き続き「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから「特定化学物質作業主任者」を選任することもできます。

【講習内容】

区 分	講 習 科 目	講習時間
学 科	健康障害及びその予防措置に関する知識	1時間
	作業環境の改善方法に関する知識	2時間
	保護具に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
	修了試験	1時間

※講習は、テキスト(日本語)を使用しての講義及び修了試験(日本語(漢字含む))となります。

【修了証】

全ての講習を受講し、修了試験に合格すると、修了証を交付いたします。